参考資料

# 位置図
# 東松山市ステーションビル
# 埼玉県東松山市箭弓町一丁目５２９２番２０

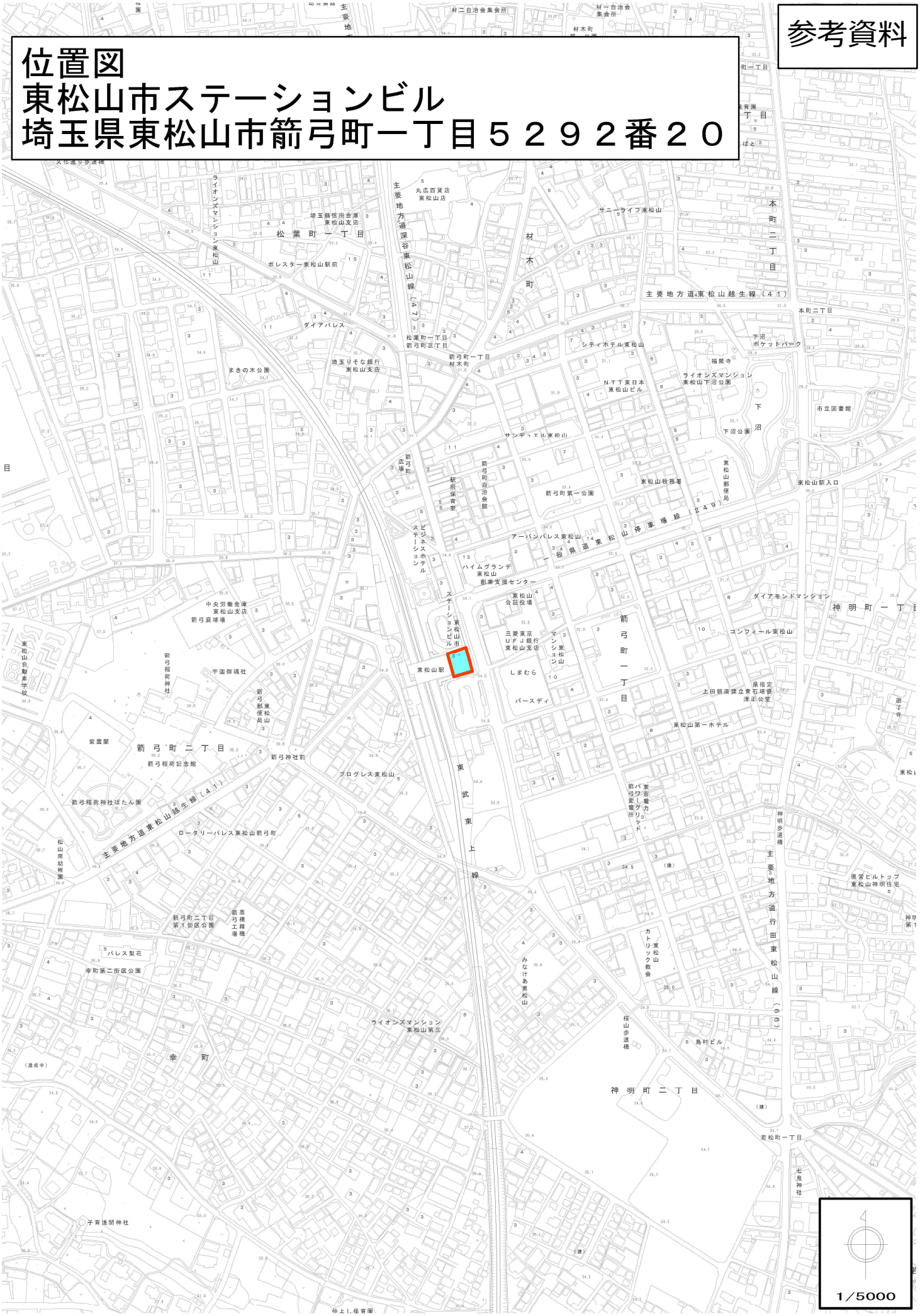

案内図
東松山市ステーションビル
埼玉県東松山市箭弓町一丁目５２９２番２０

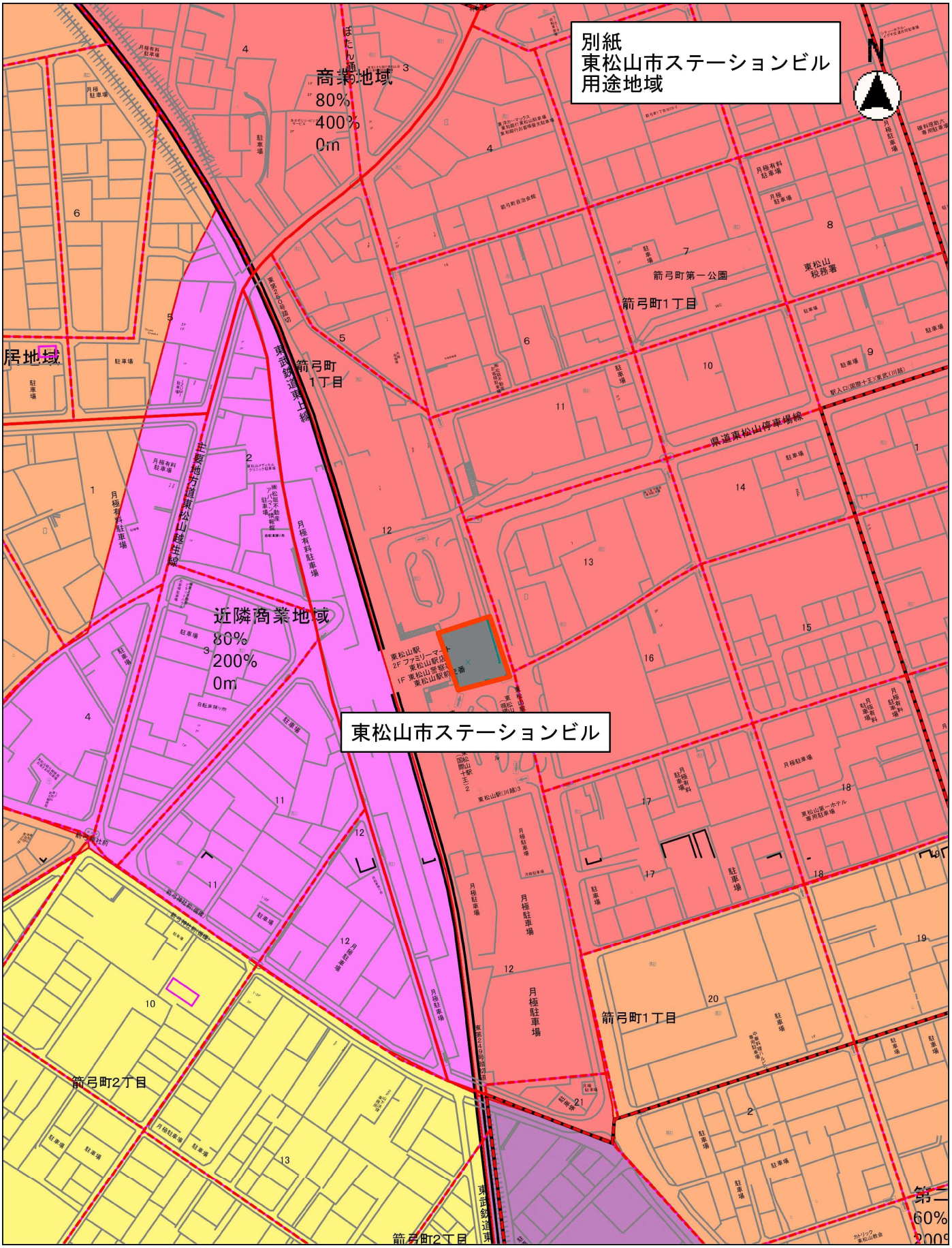
別紙
東松山市ステーションビル
用途地域
N
商業地域
80%
400%
0m
居地域
近隣商業地域
80%
200%
0m
東松山市ステーションビル
東武鉄道東上線
主要地方道東松山毛呂線
県道東松山停車場線
箭弓町1丁目
箭弓町第一公園
東松山税務署
箭弓町2丁目
月極駐車場

縮尺 1：2500

別紙
東松山市ステーションビル
１階平面図

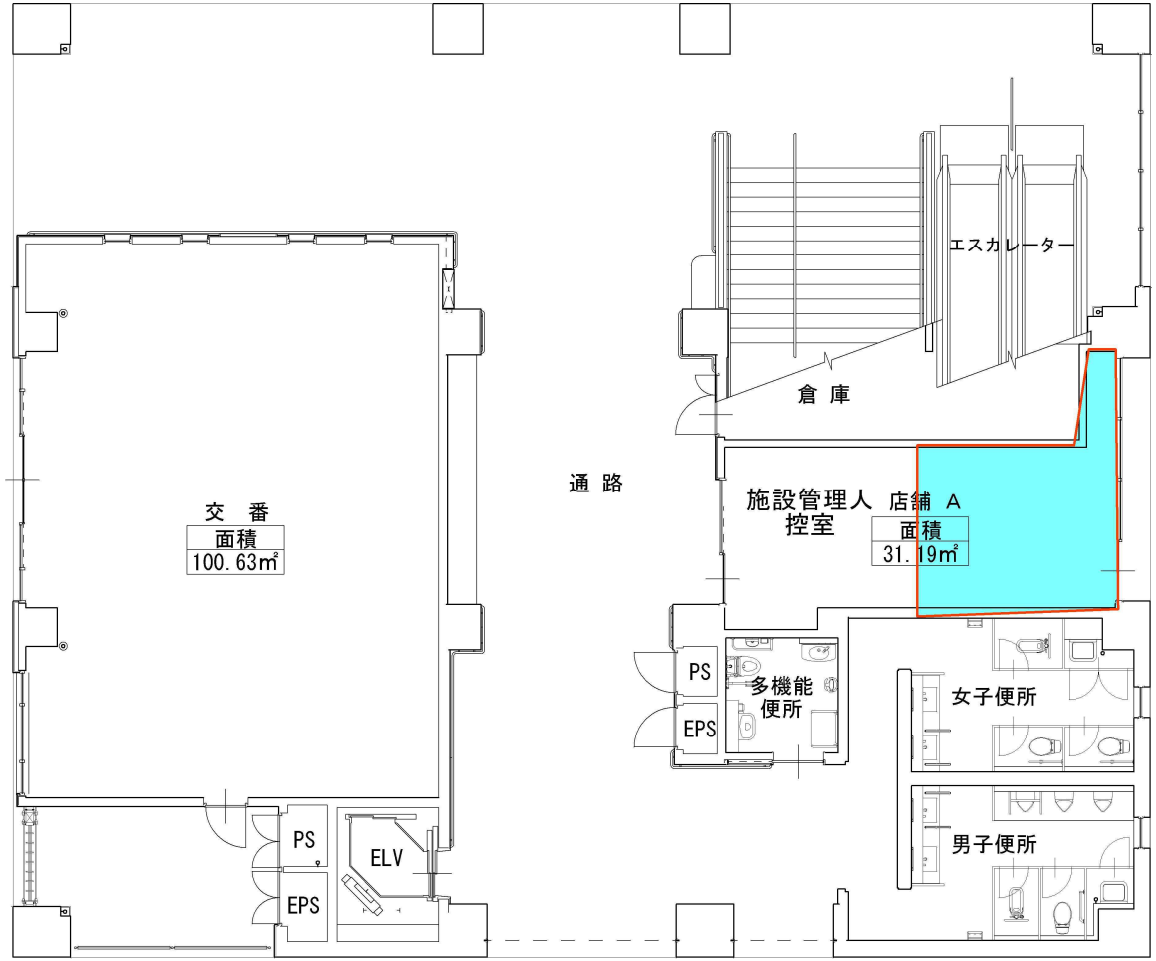


店舗Aスペースの一部を
施設管理人控室として使用

店舗Aスペースの一部を
定期券等売り場として使用

１階　平 面 図　　Ｓ＝1：150

別紙
東松山市ステーションビル
２階平面図

店舗Bスペースを
飲食店として使用

店舗Cスペースの一部を
観光案内所として使用

店舗Cスペースの一部を
銀行ATM設置場所として使用

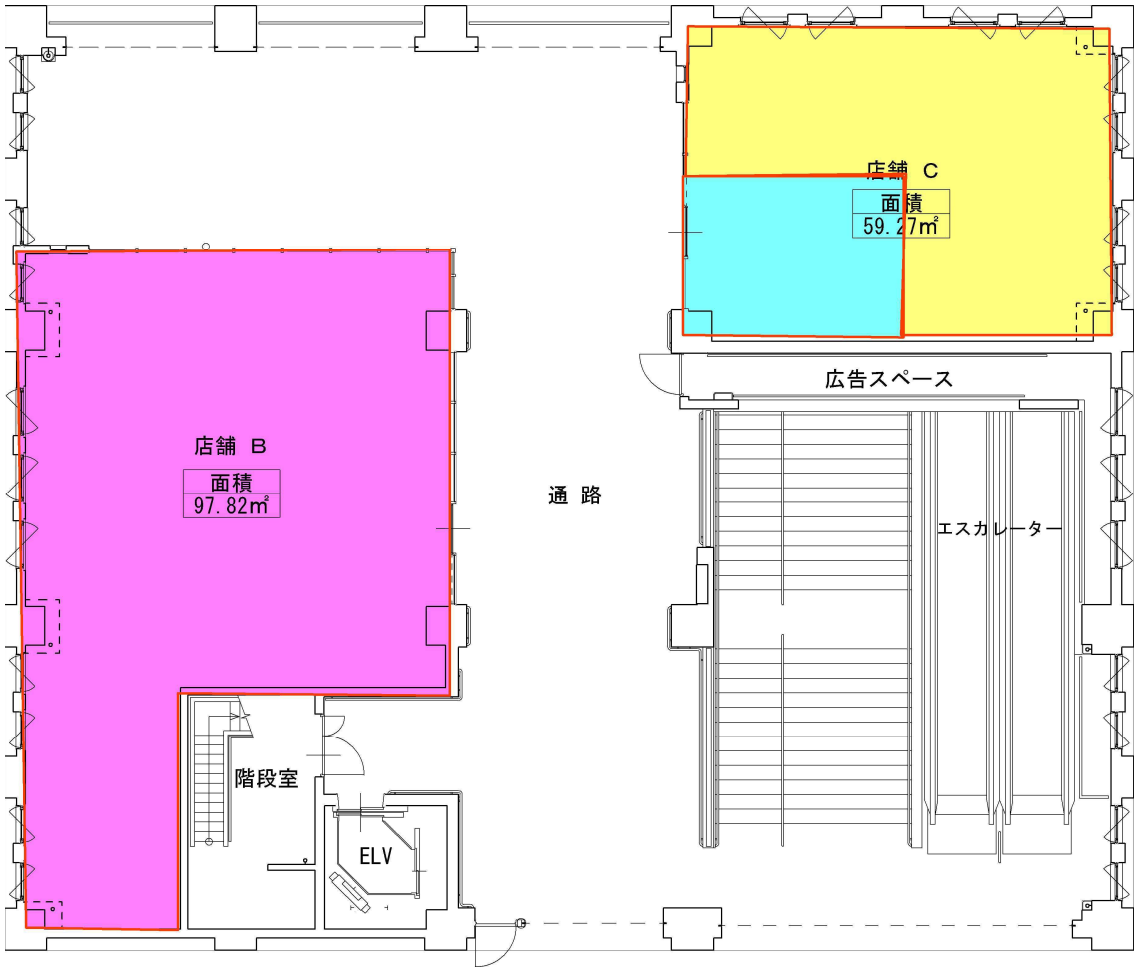


２階　平 面 図　　S＝1：150

別紙
東松山市ステーションビル　写真

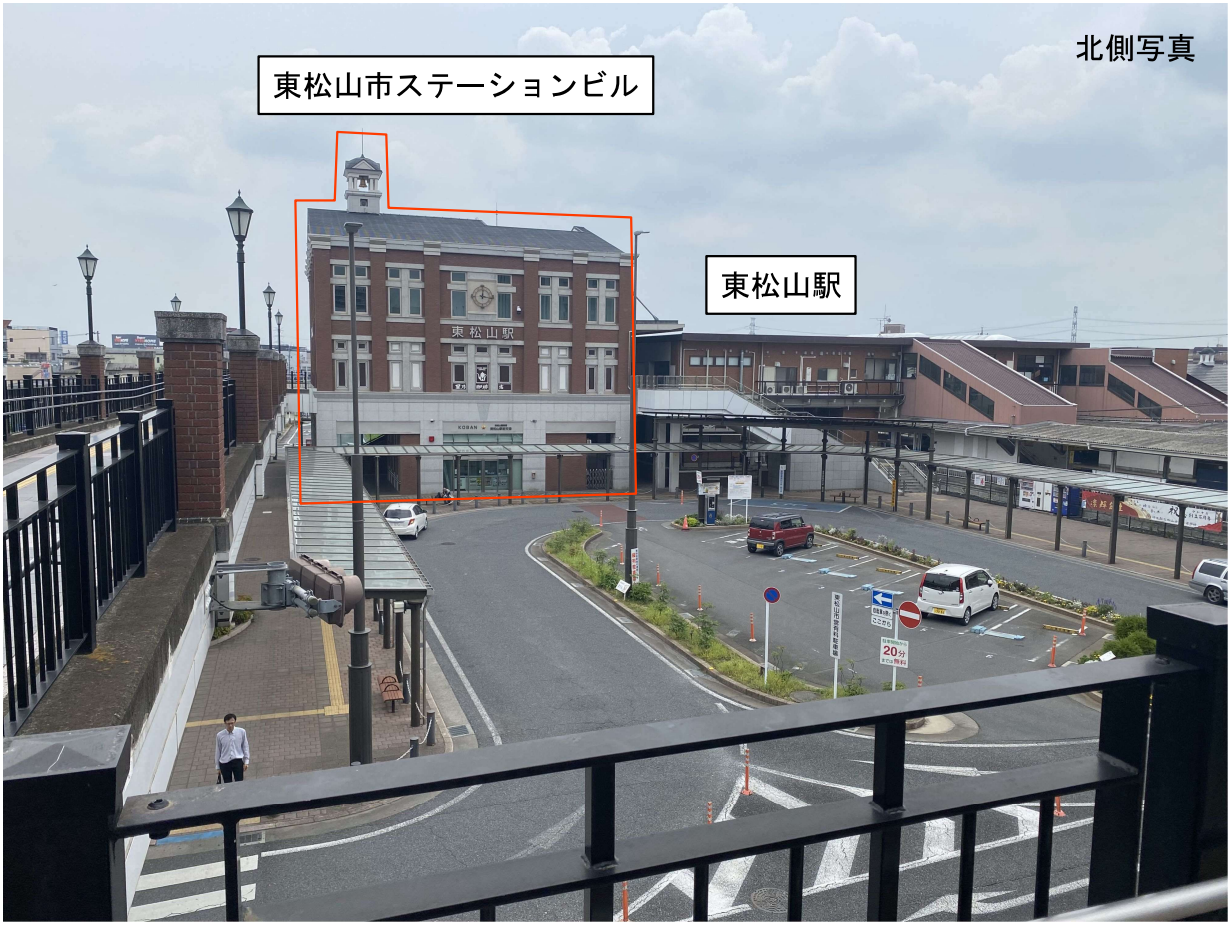

別紙
東松山市市テーションビル 写真

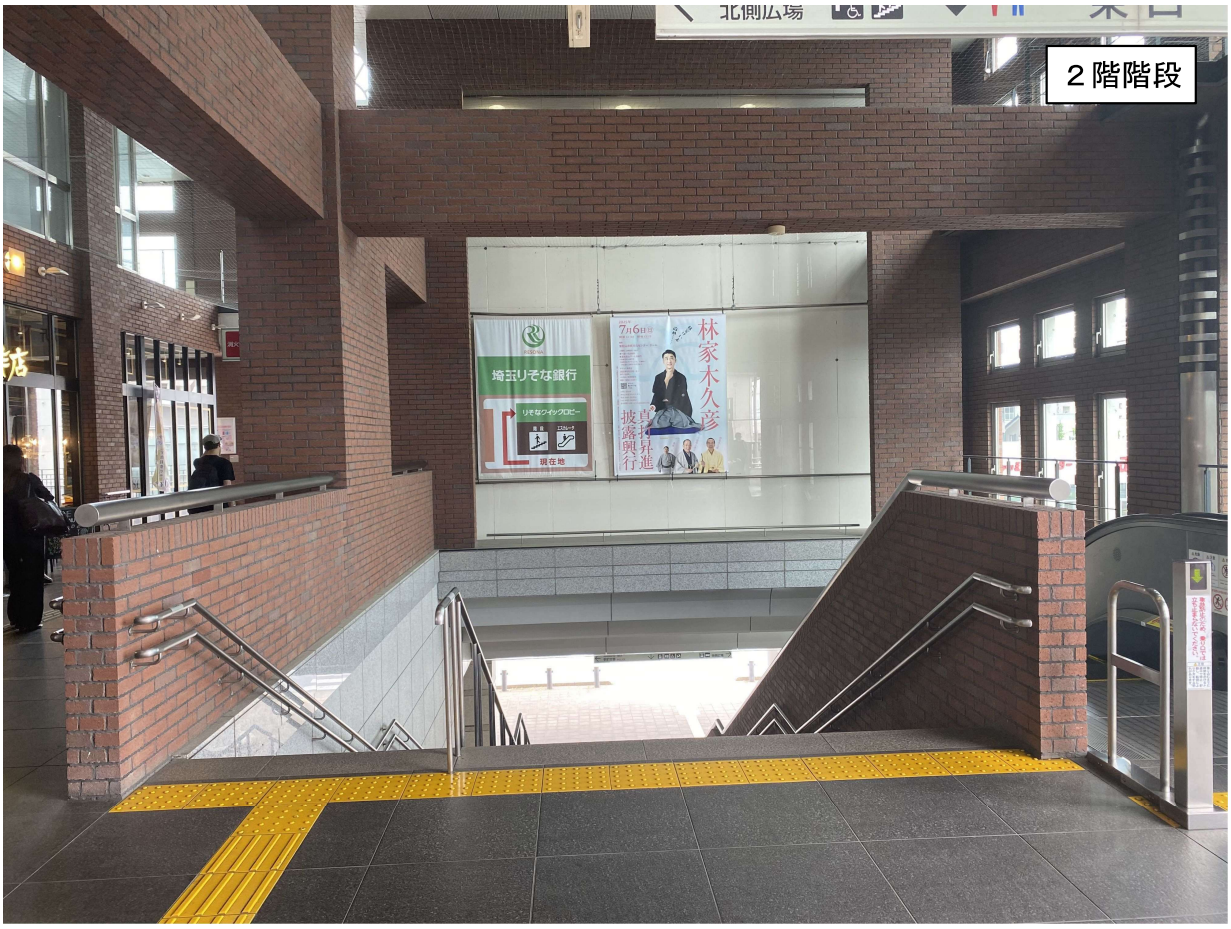


２階階段

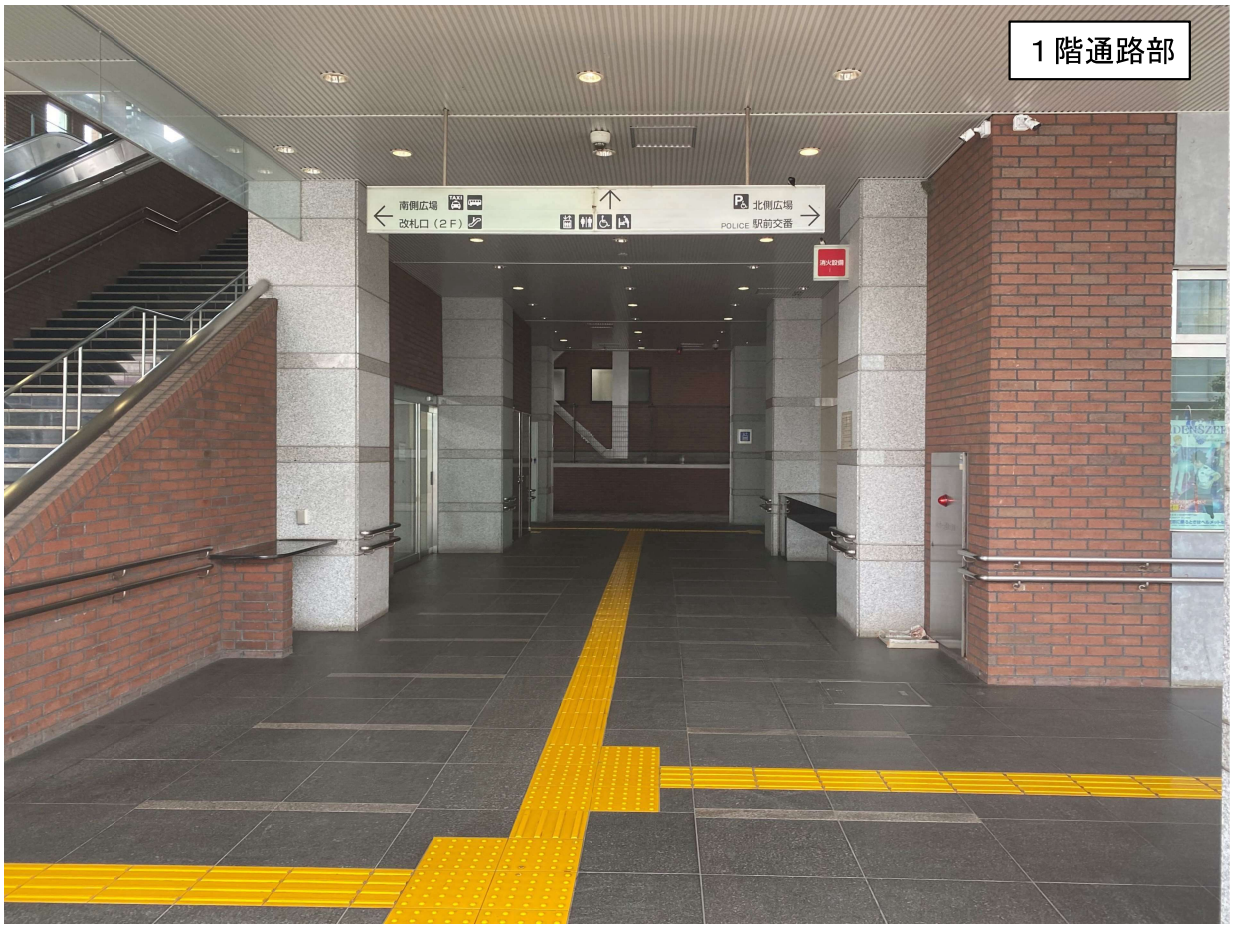


１階通路部

別添
東松山市ステーションビル
２階写真

店舗Bスペース
飲食店

店舗Bスペースを
飲食店として使用

店舗Cスペースの一部を
観光案内所として使用

店舗Cスペースの一部を
銀行ATMの設置場所として使用

２階通路部

店舗Cスペース
観光案内所

店舗Cスペース
銀行ATM

○東松山市ステーションビル管理規則

平成２０年５月３０日

規則第９１号

（目的）

第１条　この規則は、市が東松山市箭弓町１丁目５２９２番２０に建設した東松山市ステーションビルにおける秩序の維持又は災害の防止に関し必要な事項を定め、施設の適正な管理を図ることを目的とする。

（意義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　東松山市ステーションビル　市が、東松山駅を利用する市民等の利便のために、東松山市箭弓町一丁目５２９２番２０に建設した建物及びその敷地をいう。

(2)　行政管理区域　東松山市ステーションビル（以下「ステーションビル」という。）のうち、自由通路区域及び店舗貸付区域を除いた区域をいう。

(3)　自由通路区域　ステーションビルのうち、市民が東松山駅の利用又は通行のために利用する区域をいう。

(4)　店舗貸付区域　ステーションビルのうち、施設の余裕部分として、当該部分を第三者に貸し付けした区域をいう。

（行政管理区域の管理）

第３条　市は、行政管理区域について施設を適正に維持するために管理するとともに、その一部について市民サービスの向上のため利用することができるものとする。

（自由通路区域の管理）

第４条　市は、自由通路区域を市民が快適に利用できるように管理するものとする。

（店舗貸付区域の管理）

第５条　市は、ステーションビルのうち、法令その他規則の定めるところによ

り、施設の余裕部分を第三者に貸し付けることができるものとする。

２　前項の貸付は、市は相手方と賃貸借契約を締結することにより行うものとする。

（使用の制限）

第６条　何人も、ステーションビルの行政管理区域又は自由通路区域において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為がステーションビルの秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合はこの限りでない。

(1)　ステーションビルにおける物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為

(2)　ステーションビルに公用又は公共用を目的とする以外の広告物（ビラ、ポスターその他これに類するものを含む。以下同じ。）を掲示又は配布する行為

(3)　ステーションビルにおいて、テントその他これに類する施設を放置する行為

(4)　ステーションビルにおいて、旗、のぼり、幕、プラカードその他これに類する物若しくは拡声機、車両等を所持し、又は持ち込もうとする行為

(5)　前各号に定めるもののほか、ステーションビルの適正な管理に支障となる行為

（許可申請）

第７条　前条ただし書の規定により、市長の許可を受けようとする者は、東松山市ステーションビル使用許可申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

（許可・不許可）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その許可又は不許可の決定を行い、東松山市ステーションビル使用許可書（様式第２号）又は東松山市ステーションビル使用不許可決定書（様式第３号）により、申請者に回答するものとする。

（許可条件等）

第９条　市長は、前条の規定により許可をする場合において、必要な条件及び遵守すべき事項を付して許可することができる。

２　前項の規定により許可を受けた者は、許可条件その他指示された事項を遵守しなければならない。

３　市は、許可により発生した損害（許可期間中における管理上の責任を含む。）について、責任を負わない。

（許可の取消等）

第１０条　市長は、前３条の規定により使用の許可を受けた者が許可条件又は遵守すべき事項に違反している場合は、その者に対し違反事項の是正を命じ、若しくはその許可の条件を変更し、又はその許可を取り消すことができる。

（禁止及び退去命令）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又はステーションビルから退去することを命ずることができる。

(1)　この規則に違反する行為をしている者

(2)　危険物を持ち込み又は持ち込もうとする者

(3)　建物、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、汚損し、若しくはこれらに落書し、又これらの行為をしようとする者

(4)　火災予防上危険をともなう行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

(5)　放歌、高唱若しくはねり歩き等の行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

(6)　座り込み、その他通行の妨害となるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

(7)　金銭、物品等の強要又は押売りをしようとする者

(8)　立ち入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする者

(9)　職員に面会を強要する者

(10)　前各号に掲げるもののほか、ステーションビルの秩序維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者

（撤去命令）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合（第６条ただし書の規定により許可した者の行為を含む。）は、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者にそのものの撤去を命ずることができる。

(1)　ステーションビルに持ち込まれた危険物

(2)　許可を受けないでステーションビルに掲げられ、貼られ、若しくは持ち込まれた広告物、旗、のぼり、幕、プラカードその他これに類する物又はステーションビルに持ち込まれた拡声機、車両等

(3)　許可を受けないで設置されたテントその他これに類する施設

(4)　前各号に掲げるもののほか、ステーションビルに持ち込まれたものでステーションビルの秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすおそれがあると認められるもの

２　市長は、前項に掲げるものの所有者又は占有者が前項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

（罰則）

第１３条　第１１条又は第１２条第１項の規定による命令に従わず違反行為をした者は、２０００円以下の過料に処する。

附　則

この規則は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第３０号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則

の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際、第１条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第２条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第４条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第６条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第７条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第８条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第９条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第１０条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第１１条の規定による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則、第１２条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第１３条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第１４条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第１５条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第１６条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第１７条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第１８条の規定による改正前の東松山市平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第１９条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第２０条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第２１条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第２２条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第２３条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第２４条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第２５条の規定による改正前の

東松山市身体障害者福祉法施行細則、第２６条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第２７条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第２８条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第２９条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第３０条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第３１条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第３２条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第３３条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第３４条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第３５条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第３６条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第３７条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第３８条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第３９条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第４０条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第４１条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第４２条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第４３条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第４４条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第４５条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第４６条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第４７条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第４８条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第４９条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第５０条の規定による改正前の東松

山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第５１条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第５２条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第５３条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成３１年３月２２日規則第３６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第６８号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　　月　　日

東松山市長　　宛て

申請者　住　所
氏　名

東松山市ステーションビル使用許可申請書

このことについて、下記とおり申請します。

| | |
|---|---|
| 使用年月日 | 年　　月　　日（　　）　時　　分から<br>年　　月　　日（　　）　時　　分まで |
| 使用場所 | |
| 使用人数 | 人 |
| 使用目的又は行為 | |
| 備考 | |

様式第2号(第8条関係)

(表面)

第　　号
年　　月　　日

様

東松山市長　　印

東松山市ステーションビル使用許可書

年　　月　　日に申請のあった件について、下記のとおり許可します。

| | |
|---|---|
| 使用年月日 | 年　　月　　日(　　)　　時　　分から<br>年　　月　　日(　　)　　時　　分まで |
| 使用場所 | |
| 使用人数 | 人 |
| 使用目的又は行為 | |
| 許可条件等 | |

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（裏面）

その他指示事項

1　許可を受けた者は、許可を受けた区域（施設）について許可内容に基づき使用するものとする。

2　許可期間中における許可に係る物品等の管理については、許可を受けた者が責任をもって管理するものとする。

3　許可期間中において許可を受けた物品等によりステーションビルの施設等に損害を与えたときは、許可を受けた者はその損害を市に弁償するものとする。

4　許可を受けた者は、許可期間満了後は許可使用前の状況に回復するものとし、その費用は許可を受けた者が負担すること。

様式第3号(第8条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

東松山市長　　印

東松山市ステーションビル使用不許可決定書

年　　月　　日に申請のあった件について、下記の理由により不許可とします。

1　理由

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３号（第８条関係）